

運総発官29第306号

平成29年10月27日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長殿

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー株式会社
運営総括部

福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画における通報等の運用について

「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成29年9月8日より原子力災害対策特別措置法第7条第2項に基づき、原子力事業所所在都道府県知事および所在市町村長との修正協議を行っておりますが、平成29年10月30日の「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」および「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の施行までに修正協議が終了しないため、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」および「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の施行日から福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画届出までの間、添付資料のとおり緊急時活動レベル（EAL）と通報様式を運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・ 「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の緊急時活動レベル
- ・ 「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の通報様式

以上

別表 2 - 1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準

EAL番号	AL31	BWR
EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	
事業者解釈	<p>(1)「水位を維持できないこと」とは、漏えい又は蒸発などにより使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー水位付近であることを満足できず、可搬型を含む全ての設備による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態をいう。</p> <p>(2)「一定時間以上測定できないこと」とは、水位を維持できていないことが疑われる状況（漏えい等を確認）において、何れの手段によっても一定時間以上当該貯蔵槽の液面の位置が確認できない状態をいう。なお、一定時間とは24時間を目安とする。</p> <p>(3)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。</p> <p>(4)本基準は使用済燃料集合体及使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。</p>	
規制庁解説	<p>通常直ちに貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>	

EAL番号	-	BWR
EAL略称	地震	
EAL	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生すること。	
事業者解釈	当該原子力事業所所在市町村（大熊町・双葉町）において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
規制庁解説	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要か否か判断する。	

EAL番号	-	BWR
EAL略称	津波	
EAL	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	
事業者解釈	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区（福島県）において、大津波警報が発表された場合。	
規制庁解説	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要か否か判断する。	

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (1 / 7)

EAL 番号	SE01	BWR
EAL 略称	敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL	<p>(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>(b)当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>(c)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が5μSv/hを下回っている場合</p> <p>(2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。ただし、次に該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が5μSv/hを下回っている場合</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでいう「放射線測定設備」とは、原子力事業者防災業務計画別図により配置された放射線測定設備をいう。 ・ (1)項の「単位時間(2分以内に限る。)」を放射線測定設備のデジタル値で確認する場合は、そのデジタル値の間隔(2分以内)を指定できるものとする。 ・ (1)(a)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、放射線測定設備において、検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出したときに速やかに原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合とする。 ・ (1)(a)項の「原子力規制委員会へ報告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを確認した場合において、以下の事項について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> a. プラントがSE, GEの状態ではないこと。 b. 通報事象等規則第3条の2により、報告するものであること。 c. 放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと。 d. 特定事象の通報は実施しないこと。 ・ (2)項の1μSv/h以上である場合において、原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合も検出されなかったものとみなす。 ・ 「最近三か月に検出された放射線量の平均値」は晴天・雨天を問わず至近三か月間の平均値を算出して設定する。 	
規制庁解説	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均)+毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例) 4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均) = 1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和 / 1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2 / 7)

EAL 番号	SE02	BWR							
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出								
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)								
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> 「排気筒その他これらに類する場所」とは、原子力防災資機材の排気筒モニタリング設備及びその他の固定式測定設備の設置してある場所とする。 この計測器での放射性物質の検出は、通報事象等規則第 5 条による。 「10 分間以上検出」について、デジタル値で確認する場合には、10 分間以上そのデジタル値が連続した場合とすることができる。 放射能水準が 5 μSv/h に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこととは、排気筒モニタが以下の規準を超えた場合による。 								
		1,2MS	3,4MS	5,6MS	2TS	3TS	4TS	集中 RW	共用 P
	排気筒 モニタ 基準 (cps)	1,160	1,060	380	1,060	840	1,410	1,300	380
	<ul style="list-style-type: none"> この EAL を検出した場合は、GE02 と放射線量の基準が同一であるため、SE02 及び GE02 を検出したとして、GE02 の書式により通報を行う。 								
規制庁解説	-								

EAL 番号	SE03	BWR						
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出							
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)							
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> 「排水口その他これらに類する場所」とは、原子力防災資機材の固定式測定設備を設置している場所とする。 この計測器での検出は、通報事象等規則第 5 条による。 「10 分間以上検出」について、デジタル値で確認する場合には、10 分間以上そのデジタル値が連続した場合とすることができる。 放射能水準が 5 μSv/h に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこととは、放水口モニタが以下の規準に達したものとす。 							
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	
		17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	cps	
	<ul style="list-style-type: none"> この EAL を検出した場合は、GE03 と放射線量の基準が同一であるため、SE03 及び GE03 を検出したとして、GE03 の書式により通報を行う。 							
規制庁解説	-							

EAL 番号	SE04	BWR						
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出							
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量の水準が 10 分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。							
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。 「50 μSv/h 以上の放射線量の水準が 10 分間以上検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として 50 μSv/h 以上となって、その状態が 10 分間以上継続した場合をいう。 							
規制庁解説	-							

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3 / 7)

EAL 番号	SE05	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
EAL	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。 ・ 「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力事業者防災業務計画別表の「可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ、測定器）及び可搬式放射性ヨウ素測定関連機器（サンブラ、測定器）」により、(a)～(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。詳細は別紙に示す。 	
規制庁解説	-	
EAL 番号	SE06	BWR
EAL 略称	施設内(原子炉外)臨界事故の恐れ	
EAL	<p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉外臨界について、原災法はプラント事象で区分されるが、臨界状態は放射線量の測定によって検出される可能性があるため、蓋然性を含め放射線・放射能放出の EAL 区分とする。 	
規制庁解説	-	
EAL 番号	SE31	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	
EAL	<p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。</p>	
事業者解釈	<p>(1) 「照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること」とは、何れかの手段により「照射済燃料集合体の頂部より上方 2 メートルの水位まで低下」を確認した場合をいう。</p> <p>(2) 使用済燃料共用プールは本基準を適用する。</p> <p>(3) 本基準は使用済燃料集合体及使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。</p>	
規制庁解説	<p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (4 / 7)

EAL 番号	SE55	BWR
EAL 略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	
EAL	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
事業者解釈	<p>(1) 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2) 「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>	
規制庁解説	<p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	

EAL 番号	XSE 61	
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量の上昇	
EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、100 μSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 1 項」令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p>	
事業者解釈	-	
規制庁解説	-	

EAL 番号	XSE 62	
EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	
EAL	<p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>	
事業者解釈	事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは I P - 1 型輸送物を除く。	
規制庁解説	-	

X S E ; 事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断する E A L。

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (5 / 7)

添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 5 条第 1 項の規定に基づく水準

(1 / 2)

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (6 / 7)
 添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 5 条第 1 項の規定に基づく水準
 (2 / 2)

場 合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空气中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じた値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空气中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 90 条第 4 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）をいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 90 条第 7 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）をいう

別表2 - 2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(7/7)

別表(原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係)

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³ / s]

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																				
		20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上 300 未満	300 以上 400 未満	400 以上 500 未満	500 以上 600 未満	600 以上 700 未満	700 以上 800 未満	800 以上 900 未満	900 以上 1000 未満	1000 以上		
放射性物質が放出される拠点の地表からの高さ (m) (注)	1 未満	1×10	5×10	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴		
	1 以上 10 未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	10 以上 20 未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	20 以上 30 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	30 以上 40 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	40 以上 50 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
	50 以上 60 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	60 以上 70 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	70 以上 80 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	80 以上 90 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	90 以上 100 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	100 以上 110 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	110 以上 120 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	120 以上 130 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	130 以上 140 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	140 以上 150 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	
	150 以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができ

別表 2 - 3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1 / 4)

EAL 番号	GE01	BWR
EAL 略称	敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL	<p>(1)放射線測定設備について、単位時間（2 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た数値が 5 μSv/h 以上（これらの放射線量が 2 地点以上において検出された場合又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。）の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>(b)当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>(c)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が 5 μSv/h を下回っている場合</p> <p>(2)放射線測定設備のすべてについて 5 μSv/h を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が 1 μSv/h 以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μSv/h 以上のものとなっているとき。ただし、次に該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が 5 μSv/h を下回っている場合</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでいう「放射線測定設備」とは、原子力事業者防災業務計画別図により配置された放射線測定設備をいう。 ・ (1)項の「単位時間（2 分以内に限る。）」を放射線測定設備のデジタル値で確認する場合は、そのデジタル値の間隔（2 分以内）を指定できるものとする。 ・ (1)(a)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、放射線測定設備において、検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が 5 μSv/h 以上の放射線量を検出したときに速やかに原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合とする。 ・ (1)(a)項の「原子力規制委員会へ報告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを確認した場合において、以下の事項について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> a. プラントが SE, GE の状態ではないこと。 b. 通報事象等規則第 3 条の 2 により、報告するものであること。 c. 放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと d. 特定事象の通報は実施しないこと。 ・ (2)項の 1 μSv/h 以上である場合において、原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合も検出されなかったものとみなす。 ・ 「最近三か月に検出された放射線量の平均値」は晴天・雨天を問わず至近三か月間の平均値を算出して設定する。 	
規制庁解説	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）+ 毎時5 マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）= 1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和 / 1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	

別表 2 - 3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2 / 4)

EAL 番号	GE02	BWR
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)	
事業者解釈	この EAL を検出した場合は、SE02 と放射線量の基準が同一であるため、SE02 及び GE02 を検出したとして、GE02 の書式により通報を行う。	
規制庁解説	-	

EAL 番号	GE03	BWR
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)	
事業者解釈	この EAL を検出した場合は、SE03 と放射線量の基準が同一であるため、SE03 及び GE03 を検出したとして、GE03 の書式により通報を行う。	
規制庁解説	-	

EAL 番号	GE04	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として 5mSv/h が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	
事業者解釈	「放射線量の水準として 5mSv/h が検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として 5mSv/h 以上となっている場合とする。	
規制庁解説	-	

EAL 番号	GE05	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
EAL	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 500 μSv/h に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 5,000 を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに 5,000 を乗じて得た値</p>	
事業者解釈	「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力防災資機材の可搬式ダスト測定関連機器(サンブラ, 測定器)又は可搬式放射性ヨウ素測定関連機器(サンブラ, 測定器)により、(a)~(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。	
規制庁解説	-	

別表 2 - 3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3 / 4)

EAL 番号	GE06	BWR
EAL 略称	施設内（原子炉外）での臨界事故	
EAL	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。	
事業者解釈	原子炉外臨界について、原災法はプラント事象で区分されるが、臨界状態は放射線量の測定によって検出される可能性があるため、蓋然性を含め放射線・放射能放出の EAL 区分とする。	
規制庁解説	-	

EAL 番号	GE31	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	
事業者解釈	(1)「照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、何れかの手段により「照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下」を確認した場合をいう。 (2)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。 (3)本基準は使用済燃料集合体及使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。	
規制庁解説	上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。	

EAL 番号	GE55	BWR
EAL 略称	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生	
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。	
規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。	

別表 2 - 3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (4 / 4)

EAL 番号	XGE 61	BWR
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇	
EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、1.0 mSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 1 項」令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p>	
事業者解釈	-	
規制庁解説	-	

EAL 番号	XGE 62	BWR
EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	
EAL	<p>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 4 条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所外運搬からは I P 型輸送物を除く。 ・ 定められた量の放射性物質が漏えいすることとは A 2 値 (1 m 離れた地点において 30 分間で被ばくする量が 50mSv となるような放射線量) を検出することを言う。 	
規制庁解説	-	

X G E ; 事業所外運搬時における全面緊急事態判断する E A L。

樣 式 集

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

平成 年 月 日

原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名
連絡先

警戒事態該当事象の発生について，原子力災害対策指針及び福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
警戒事態該当事象の発生箇所	福島第一原子力発電所 号機
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (2 4 時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類 AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 外的な事象による原子力施設への影響 (所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生 所在市町村で大津波警報発表 その他)
	想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他()
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前 (冷温停止状態，燃料取出後) 発生後 (状態継続) ECCS の作動状態 作動なし，作動あり (自動，手動)，作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中，変化なし，変化あり (cps cps) モニタリングポストの指示値 確認中，変化なし，変化あり (最大値： \$v/h \$v/h ,)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

平成 年 月 日

原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

連絡者名
連絡先

原子力災害対策指針及び福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき，警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	福島第一原子力発電所 号機
警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分 （ 2 4 時間表示 ）
警戒事態該当事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	（ 対応日時，対応の概要 ）
その他の事項の対応（注 3）	

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

（注 1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所，発生時刻，種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況，故障機器の応急復旧，拡大防止措置等の時刻，場所，内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）緊急時対策本部の設置状況，被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報（原子炉施設）

（第 報）

平成 年 月 日

内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿

第 10 条通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2															
特定事象の発生箇所	福島第一原子力発電所 号機															
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24 時間表示）															
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="1"> <tr> <th>原子力災害対策特別措置法 10 条第 1 項に基づく基準</th> <th>原子力災害対策特別措置法 15 条第 1 項に基づく基準</th> </tr> <tr> <td>* SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>* GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> </tr> <tr> <td>* SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>* GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> </tr> <tr> <td>* SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>* GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> </tr> <tr> <td>* SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>* GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> </tr> <tr> <td>* SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>* GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> </tr> <tr> <td>* SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> <td>* GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> </tr> </table> <p>（注記：* は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す）</p>	原子力災害対策特別措置法 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法 15 条第 1 項に基づく基準	* SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	* GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	* SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	* GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	* SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	* GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	* SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	* GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	* SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	* GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	* SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	* GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	原子力災害対策特別措置法 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法 15 条第 1 項に基づく基準														
	* SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	* GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇														
* SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	* GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出															
* SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	* GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出															
* SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	* GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故															
* SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	* GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出															
* SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	* GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生															
想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他（ ）															
検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態 発生前（冷温停止状態，燃料取出後） 発生後（状態継続） ECCS の作動状態—作動なし，作動あり（自動，手動），作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中，変化なし，変化あり（ cps cps ） モニタリングポストの指示値 確認中，変化なし，変化あり（最大値： \$μ/h \$μ/h ， ）</p>															
その他特定事象の把握に参考となる情報																

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

平成 年 月 日	
内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，都道府県知事，市町村長 殿	
第 10 条通報	通報者名 連絡先
事業所外運搬に係る特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所	都道府県 市町村 (海上の場合：沖合 km)
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</div> <ul style="list-style-type: none"> * XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</div> <ul style="list-style-type: none"> * XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：* は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中， その他 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

応急措置の概要 (福島第一原子力発電所第 号機状況)

1. プラント状況		(確認時刻 : 月 日 時 分)	
状況		応急措置	
原子炉出力 (APRM)	%	外部電源受電	有 ・ 無
原子炉圧力	MPa (gage)	非常用交流発電機受電	有 ・ 無 ・ 不要
原子炉水位 (N・W・F)	mm		
原子炉水温度		原子炉圧力容器注水	有 ・ 無 ・ 不要
格納容器圧力	(M・k)Pa (gage)	原子炉格納容器注水	有 ・ 無 ・ 不要
主蒸気隔離弁	開 ・ 閉		
サプレッションプール水温 (平均)			
サプレッションプール水位	mm		
格納容器内水素濃度 (ドラ値)	Vol%		
炉心損傷		有 ・ 無	
格納容器最高使用圧力		未満 ・ 以上 ・ 2倍以上	
2. 放射性物質放出見通し		(評価時刻 : 月 日 時 分)	
放出開始予測時刻		月 日 時 分頃	
特記事項			
3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載)		(評価時刻 : 月 日 時 分)	
放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ (地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h		Bq
ヨウ素	Bq/h		Bq
その他 (核種:)	Bq/h		Bq
4. モニタ・気象情報		(確認時刻 : 月 日 時 分)	
排気筒モニタ	排気筒モニタ	(cpm・cps)	非常用ガス処理系ガスモニタ (cpm・cps)
モニタリングポスト	名称 (n・μ)Gy/h		
気象情報	天候		風向
	風速		大気安定度
5. その他			

応急措置の概要 (輸送容器状況)

1 . 輸送容器状況		(確認時刻 : 月 日 時 分)						
事故発生時の状況	輸送物				使用容器			
	出発地				到着予定地			
	輸送手段				/			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明			爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明		
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明			/			
	特記事項							
2 . 放射線量状況		(確認時刻 : 月 日 時 分)						
距離・場所								
μSv/h								
3 . 放射性物質放出状況等 (放出 , 漏えい有りの場合に記載)		(確認時刻 : 月 日 時 分)						
放出 , 漏えい 開始時刻				放出 , 漏えい 停止時刻				
放出 , 漏えい箇所								
4 . その他								

【参考】緊急時活動レベル（EAL）一覧表

EAL 区分		警戒事態を判断する基準〔AL〕 （警戒事象）		原子力災害対策特別措置法第 10条に基づく通報基準〔SE〕 （施設敷地緊急事態に該当する事象）		原子力災害対策特別措置法第15条の 原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 （全面緊急事態に該当する事象）	
		EALNo.	EAL 略称	EALNo.	EAL 略称	EALNo.	EAL 略称
放射線量・放射性物質放出	01			SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02			SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03			SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04			SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05			SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06			SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出のおそれ	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
その他脅威	55			SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	GE55	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生
（参考）事業所 外運搬	61			XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量の異常上昇
	62			XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい